

相模原市指定難病審査会運営規程

(趣旨)

第1条 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づき設置された相模原市指定難病審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項は、法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)並びに相模原市指定難病審査会条例(平成30年相模原市条例第22号)に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第7条第1項に規定する支給認定及び法第12条第2項の支給認定の変更の認定に関する審査
- (2) 審査会の運営に必要な事項

(会議)

第3条 審査会の会議は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号の審査会の会議は、審査を担当する委員が市長から送付される審査依頼一覧(連名簿)、臨床調査個人票の写し等を基に審査を行い、次に会長が審査を行い、会議の議事は、審査を担当する委員と会長の審議により決する。
- (2) 前条第2号の審査会の会議は、次のとおりとする。
 - ア 会議は、会長が招集する。
 - イ 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - ウ 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の意見等)

第4条 前条第1号の会議において、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係者の意見又は説明を聴くことができる。

(会議及び委員の非公開)

第5条 審査会の会議及び委員は、非公開とする。

(審査の方法)

第6条 審査の公平性を確保するため、審査会の審査に使用する臨床調査個人票は、

患者氏名・住所、指定医氏名及び病院・診療所の名称・所在地等を伏せた状態にしたものとする。

(会議の招集の特例)

第7条 委員の任期満了後最初の第3条第2号の会議の招集は、同号アの規定にかかわらず、市長が行う。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、特定医療費支給認定事務主管課で処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成30年4月24日から施行する。